

千葉市地域生活支援給付事業実施要綱に基づく登録地域生活支援給付サービスに 要する費用の額の算定に関する基準

千葉市地域生活支援給付実施要綱（以下「実施要綱」という。）第18条第3項に規定する登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額は、第1に規定する「サービス種類ごとの単位数」に第2に規定する「1単位あたりの単価」を乗じて得た額とする。

第1 サービス種類ごとの単位数

1 移動支援

次に定める単位数とする。

利用時間	身体介護有り	身体介護無し
～30分	278単位	115単位
～60分	439単位	214単位
～90分	637単位	299単位
～120分	726単位	374単位
～150分	818単位	以後30分ごとに+76単位
～180分	908単位	
～210分	999単位	
	以後30分ごとに+91単位	

- (1) 夜間（午後6時から午後10時までの時間）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間）に支援を行った場合は、1回につき所定単位数の25%を加算する（小数点以下四捨五入）。
- (2) 深夜（午後10時から午前6時までの間）に支援を行った場合は、1回につき所定単位数の50%を加算する（小数点以下四捨五入）。
- (3) 原則として1日に移動支援を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第2項に規定する居宅介護等の別のサービス類型を使う場合にはこの限りではない。
- (4) 移動支援の利用の間隔が2時間未満の場合は、前後の移動支援を1回として算定する。なお、身体の状況等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する移動支援との間隔が2時間未満の場合はこの限りではない。
- (5) 原則として社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動のための外出について算定

することとし、以下に掲げる外出を除く。

ア 通勤、営業活動等経済活動に係る外出

イ 通年かつ長期にわたる外出（原則として1週間に一度程度、同一の目的のために、3カ月以上の期間にわたり定期的に行う外出）

ただし、当該利用に係る時間数について、標準支給量の範囲内は通年かつ長期にわたる外出に該当しない。

ウ 社会通念上適当でない外出

エ 外出先の機関等が当該移動の保障を行うべき外出

オ 利用者又は外出先の機関に対し公費等で移動の保障に係る手当てが行われている、又は行われるべき外出

（6）特別地域加算

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）（以下「算定基準」という。）別表第1の1注13に掲げる別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、登録移動支援事業所の従業者が登録移動支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

（7）緊急時対応加算

身体介護有りの単位数が算定される場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、登録移動支援事業所のサービス提供責任者が移動支援計画の変更を行い、当該登録移動支援事業所の従業者が当該利用者の移動支援計画において計画的に行うこととなっていない登録移動支援を緊急に行った場合は、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき109単位を加算する。

（8）初回加算

登録移動支援事業所において、新規に移動支援計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の登録移動支援を行った日の属する月に登録移動支援を行った場合又は当該登録移動支援事業所のその他の従業者が初回若しくは初回の登録移動支援を行った日の属する月に登録移動支援を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき218単位を加算する。

（9）喀痰吸引等支援体制加算

身体介護有りの単位数が算定される場合、登録移動支援事業所において、喀痰吸引等（算定基準別表第1の4注に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）が必要な者に対して、登録特定行為事業者（算定基準別表第1の4注に規定する登録特定行為事業者をいう。以下同じ。）の認定特定行為業務従事者（算定基準別表第1の4注に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）が、喀痰吸引等を行った場合は、1日につき109単位を加算する。

2 訪問入浴サービス

- (1) 原則として、日曜日を初日とし土曜日を最終日とする7日間（以下「週」という。）に2回を限度として、第2号に掲げる所定単位数を算定する。「週」に3回以上サービスを利用した場合にあっては、当該3回目のサービス利用日（以下「3回目利用日」という。）を含み当該日の属する月の末日まで所定単位数を算定しない。ただし、当該期間にあっても、次のア及びイに定める場合にあっては、なおそれぞれに定める数を限度とする回数について所定単位数を算定できることとする。
- ア 3回目利用日の属する「週」の初日の属する月の前月の初日の属する「週」（ただし、当該前月の初日が日曜日以外であった場合は当該日の属する「週」の次の「週」）から3回目利用日の属する「週」の直前の「週」までの「週」（以下「繰り越し算定対象「週」という。）においてサービス利用のない「週」があった場合、当該「週」の数（当該繰り越し算定対象「週」のいずれかの「週」において、本号イの規定による回数の算定が行われた場合を除く。）
- イ 3回目利用日の属する月におけるサービス利用回数（本号アに掲げる数を除く。）を8から控除した数
- (2) 訪問入浴サービス費
- ア 利用者に対して、訪問入浴サービス事業所の看護職員1人及び介護職員2人が訪問入浴サービスを行った場合は、1回につき1,374単位とする。
- イ アの規定にかかわらず、途中でサービスを中止し、清拭、部分浴その他必要な対応を行った場合は、1回につき1,237単位とする。この場合において、当該サービスの提供に係る事業所が、当該支給決定障害者から当該中止したサービスに係る費用を徴収した場合にあっては、算定しないものとする。
- ウ 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、訪問入浴サービス事業所の介護職員3人が訪問入浴サービスを行った場合は、1回につき1,305単位とする。
- エ ウの規定にかかわらず、途中でサービスを中止し、清拭、部分浴その他必要な対応を行った場合は、1回につき1,174単位とする。この場合において、当該サービスの提供に係る事業所が、当該支給決定障害者から当該中止したサービスに係る費用を徴収した場合にあっては、算定しないものとする。
- オ 訪問入浴サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問入浴サービス事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（訪問入浴サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は訪問入浴サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問入浴サービスを行った場合は、1回につき1,237単位とし、訪問入浴サービ

ス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴サービスを行った場合は、1回につき1,168単位とする。

(3) サービス提供体制強化加算

ア サービス提供体制強化加算（I）

平成12年厚生省告示第19号の基準を満たすことについて千葉市長等へ届け出た指定訪問入浴事業所である訪問入浴サービス事業所が、利用者に対し訪問入浴サービスを行った場合は、1回につき48単位を加算する。

イ サービス提供体制強化加算（II）

平成12年厚生省告示第19号の基準を満たすことについて千葉市長等へ届け出た指定訪問入浴事業所である訪問入浴サービス事業所が、利用者に対し訪問入浴サービスを行った場合は、1回につき40単位を加算する。

ウ サービス提供体制強化加算（III）

平成12年厚生省告示第19号の基準を満たすことについて千葉市長等へ届け出た指定訪問入浴事業所である訪問入浴サービス事業所が、利用者に対し訪問入浴サービスを行った場合は、1回につき14単位を加算する。

(4) 初回加算

登録訪問入浴サービス事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴サービスの利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回のサービス提供を行った場合は、1月につき218単位を加算する。

3 日中一時支援

(1) 次に定める単位数とする。ただし、グループホームに入居する者については、原則として週の月曜日から金曜日までの日であって、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日でない日の日中の時間帯に限り算定できるものとし、その他の日においては、対象者の障害の特性等により市長が特に必要と認めた場合のみ算定できるものとする。

利用時間が30分から4時間までの間	206単位
-------------------	-------

利用時間が4時間を超えて8時間までの間	378単位
---------------------	-------

利用時間が8時間を超える場合	549単位
----------------	-------

(2) 前号の規定にかかわらず、延長支援加算がない日中系サービスの営業時間帯の前後に日中一時支援を利用した場合、延長支援加算がある日中系サービスの営業時間帯の前後に日中一時支援を利用した場合又は遷延性意識障害者児若しくは重症心身障害者児が医療機関を利用した場合は、それぞれ以下の単位数を算定する。

ア 延長支援加算がない日中系サービスの営業時間帯の前後に日中一時支援を利用した場合

利用時間が30分から1時間までの間	65単位
-------------------	------

利用時間が 1 時間を超えて 2 時間までの間	9 7 単位
利用時間が 2 時間を超えて 3 時間までの間	1 2 9 単位
利用時間が 3 時間を超えて 4 時間までの間	2 0 6 単位
利用時間が 4 時間を超えて 8 時間までの間	3 7 8 単位
利用時間が 8 時間を超える場合	5 4 9 単位
イ 延長支援加算がある日中系サービスの営業時間帯の前後に日中一時支援を利用した場合	
利用時間が 2 時間までの間	日中一時支援を算定しない。
利用時間が 2 時間を超えて 3 時間までの間	1 2 9 単位
利用時間が 3 時間を超えて 4 時間以下	2 0 6 単位
利用時間が 4 時間を超えて 8 時間までの間	3 7 8 単位
利用時間が 8 時間を超える場合	5 4 9 単位
ウ 遷延性意識障害者児が医療機関を利用した場合	
利用時間が 30 分から 4 時間までの間	4 8 1 単位
利用時間が 4 時間を超えて 8 時間までの間	9 2 1 単位
利用時間が 8 時間を超える場合	1, 3 6 0 単位
エ 重症心身障害者児が医療機関を利用した場合	
利用時間が 30 分から 4 時間までの間	6 7 4 単位
利用時間が 4 時間を超えて 8 時間までの間	1, 3 0 4 単位
利用時間が 8 時間を超える場合	1, 9 4 0 単位

(3) 食事提供体制加算

低所得者等(算定基準別表第6の10注に規定する低所得者等をいう。)に対して、当該事業所に従事する調理員が食事を提供している事業所又は調理業務を第三者に委託している事業所において食事の提供を行った場合に、算定基準別表第6の10注において定める日までの間、1日につき32単位を加算する。

(4) 送迎加算

利用者に対して、その居宅等と当該事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき30単位を加算する。

(5) 咳痰吸引等支援体制加算

登録日中一時支援事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合は、1日につき109単位を加算する。ただし、遷延性意識障害者児又は重症心身障害者児が医療機関を利用した場合は、算定しない。

4 利用者負担統合上限額管理加算

登録地域生活支援給付サービス事業者が、千葉市登録地域生活支援給付サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「登録基準」という。)第1第3項第13

号力並びに第2第3項及び第3第3項第17号において準用する登録基準第1第3項第13号力に規定する利用者負担額の管理を行った場合に、1月につき164単位を加算する。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者及び児童福祉法第24条の26第1項に規定する指定障害児相談支援事業者であって登録地域生活支援給付サービス事業者でない者が、上記に掲げる利用者負担額の管理を行った場合は、実施要綱第19条第2項の規定により当該指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者を登録地域生活支援給付サービス事業者とみなし、上記規定に基づき所定単位数を加算する。

第2 1単位あたりの単価

上記に規定する1単位あたりの単価は、10円とする。

附 則

(適用日)

この基準は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

(適用日)

この基準は、平成19年4月1日から適用する。ただし、平成19年3月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則

(適用日)

この基準は、平成20年4月1日から適用する。ただし、平成20年3月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則

(適用日)

この基準は、平成20年9月1日から適用する。ただし、平成20年8月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、

なお従前の例による。

附 則

(適用日)

この基準は、平成21年2月1日から適用する。ただし、平成21年1月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則

(適用日)

この基準は、平成21年4月1日から適用する。ただし、平成21年3月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則

(適用日)

この基準は、平成22年4月1日から適用する。ただし、平成22年3月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則

(適用日)

この基準は、平成23年4月1日から適用する。ただし、平成23年3月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則

(適用日)

この基準は、平成23年10月1日から適用する。ただし、平成23年9月30日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則

(適用日)

この基準は、平成24年4月1日から適用する。ただし、平成24年3月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則
(適用日)

この基準は、平成25年4月1日から適用する。ただし、平成25年3月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則
(適用日)

この基準は、平成26年4月1日から適用する。ただし、平成26年3月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則
(適用日)

この基準は、平成27年4月1日から適用する。ただし、平成27年3月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則
(適用日)

この基準は、平成30年4月1日から適用する。ただし、平成30年3月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則
(適用日)

この基準は、令和元年10月1日から適用する。ただし、令和元年9月30日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則
(適用日)

この基準は、令和3年4月1日から適用する。ただし、令和3年3月31日までの間に提供された登録地域生活支援給付サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。